## ガソリン携行缶の試験確認基準

平成24年9月21日制定 一部改正 平成25年11月22日 一部改正 平成28年2月10日

#### 第1 目的

この基準は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号。以下「危告示」という。)第68条の5に規定する運搬容器の試験及び基準に基づき、ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程(以下「業務規程」という。)に定める試験確認を実施するにあたり必要なガソリン携行缶の試験確認基準について定めることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この基準で用いる用語の定義は、業務規程の例によるものとする。

## 第3 試験確認における適合基準

ガソリン携行缶の試験確認における適合基準は、次のとおりとする。

- 1 ガソリン携行缶は、第4に規定する性能試験において、試験項目ごとに指定した供試品すべてが当該試験項目の合格基準に適合すること。
- 2 ガソリン携行缶は、第5に規定する注意事項の表示が付されていること。
- 3 現地調査 (協会の職員が関係ある場所において実施する製造設備、品質管理方法、購買管理方法等に関する調査をいう。) の結果が適正であること。

#### 第4 性能試験

性能試験は、ガソリン携行缶の型式ごとに実施するものとする。

ガソリン携行缶の性能試験の試験方法及び合格基準は、危告示第68条の5の規定に基づくほか、次のとおりとする。

なお、性能試験を実施する供試品は、製造中又は在庫のガソリン携行缶の中から別記1に定める 個数を指定するものとする。

#### 1 落下試験

## (1) 試験方法

ア 供試品には、内容積の98%以上を水で満たして試験を実施するものとする。

イ 試験は、当該供試品をコンクリート、十分な厚さを有する鋼板又はこれらと同等以上の硬く、かつ、弾力性のない平滑な水平面上に、次の(ア)及び(イ)による落下方法で落下させるものとする。

## (ア) 落下姿勢

落下姿勢は次表のとおりとする。この場合、第1回落下については、着地面に対し衝撃点の垂直上方に供試品の重心がくるように行う。

	落 下 姿 勢		
第1回落下	注入口が衝撃点になるように対角落下させる。		
第2回落下	第1回落下とは別の最も弱いと考えられる部分(胴体溶接部等)が衝撃点になるように落下させる。		

## (イ) 落下高さ

落下高さ(吊り下げた状態の供試品の最下部と着地点との最短距離をいう。)は、1.2mとする。

ウ 落下させた当該供試品を5分間存置するものとする。

なお、5分間とは、内圧と外圧が平衡に達するのに要する時間を想定しているものであること。

## (2) 合格基準

試験中、供試品から水の漏れがないこと。

ただし、落下時の衝撃で落下直後に口栓部からわずかに水が漏れた場合でも、この漏れが継続しない場合は、これを水の漏れとはみなさないものとする。

## 2 気密試験

## (1) 試験方法

試験は、供試品の内部に49kPa (ゲージ圧)の空気圧力を加えたのち、当該供試品全体を水中に浸し1分間保持するものとする。

この場合、試験の有効性を損なうことがないよう当該供試品は適正に保持するものとする。

(2) 合格基準

試験中、供試品から空気の漏れがないこと。

## 3 内圧(水圧)試験

# (1) 試験方法

試験は、供試品の内部に250kPa(ゲージ圧)の水圧力を加えたのち、当該供試品を5分間保持するものとする。

この場合、試験の有効性を確保するため、当該供試品は適正に保持するものとする。また、試験圧力は、連続的に、かつ、均一に加える。

## (2) 合格基準

試験中、供試品から水の漏れがないこと。

## 4 積み重ね試験

## (1) 試験方法

ア 試験は、あらかじめ供試品の内容積の98%以上を水で満たして実施するものとする。

イ 供試品を含めて、積み重ね高さが3m以上となるように積み重ねた供試品と同一型式の ガソリン携行缶の全重量と同じ荷重(W)を、供試品の上部に均一に加えた状態で24時 間存置して試験を行う。

ウ 供試品の上部に均一に加える荷重 (W) は、次式により算出するものとする。 この場合において、(3-h)/hの小数点第1位以下は、切り上げるものとする。

$$W = w \times \frac{3 - h}{h}$$

W:供試品の上部に均一に加える荷重(N)

w:供試品と同一型式のガソリン携行缶1個当たりの内容物(内容積の98%の

水)を含む重量(N)

h:供試品の高さ(m)

# (2) 合格基準

試験中、供試品から水の漏れがなく、かつ、内容積の98%以上を水で満たした2個の同一型式のガソリン携行缶を当該供試品の上面に積み重ねたとき、その状態を1時間保つことができること。

ただし、供試品の寸法計測の結果変形が軽微であり、内容積の98%以上を水で満たした2個の同一型式のガソリン携行缶を当該供試品の上面に積み重ねることができると判断した場合は、後段の確認を省略することができるものとする。

#### 第5 注意事項の表示

- 1 ガソリン携行缶には、使用上の注意事項として、次の旨が明瞭に、かつ、容易に消えない方法 により表示されているものであること。
  - (1) ガソリンの噴出に注意すること。
  - (2) 周囲の安全を確認すること。
  - (3) フタを開ける前にエンジンを停止すること。
  - (4) フタを開ける前にエア抜きすること。
  - (5) 直射日光のあたる場所や高温の場所で保管しないこと。
- 2 表示位置

表示の位置は、ガソリン携行缶の注入口付近の見やすい位置とすること。

3 注意事項の表示例

注意事項の表示例は、別記2のとおりとする。

# 第6 その他

買上調査、立入調査及び臨時調査に係る性能試験は、理事長が指定する試験項目を実施するものとする。

# 附 則 (平成24年9月21日制定)

この基準は、平成24年10月1日から実施する。

附 則(平成25年11月22日一部改正)

- 1 この基準は、平成25年12月1日から実施する。
- 附 則(平成28年2月10日一部改正)
- 1 この基準は、平成28年2月15日から実施する。

# 別記1 供試品に指定する個数

第4に定める性能試験の項目ごとに指定する供試品の個数は次のとおりとする。

性能試験の項目		指定する供試品の個数
落下試験	第1回	3
	第2回	3
気密試験		3
内圧(水圧)試験		3
積み重ね試験		3

# 別記2 注意事項の表示例

# 噴出注意

- ●周囲の安全を確認
- ✓
  フタを開ける前に
  - ❶エンジン停止
  - ❷エア抜きをする
- √高温の場所禁止